

平成22年度の保育所 入所児童を募集

保育所は、仕事や病气等により家庭で子どもの保育ができない保護者に代わって保育を実施しています。

平成22年4月から保育所への入所を希望する児童を募集します。

▼受付日時 12月22日(火) 9時～17時

※(出)・(日)は除く

▼申込書配付・受付場所 社会福祉児童課、公立保育所(第一保育所・第二保育所・増穂保育所)、私立保育園(あさひ保育園・大竹保育園) ※先着順ではありません

▼入所基準 保護者が次のいずれかの事情で児童を保育できない場合を除く



▼さまざまな体験を通じて豊かな心と身体を育みます

そろそろ確定申告の準備を

◇e-Tax (国税電子申告・納税システム) 12/10～12/15申告

e-Taxは、申告書の作成から提出までをすべてインターネット上で完結できるサービスです。

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で作成した申告用データを用いて、申告ができます。

所得税の確定申告をe-Taxで行うと、医療費の領収書や源泉徴収票等の記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができ、(確定申告期限から3年間、添付書類の提出または提示を求められることがありません)。

また、e-Taxで還付申告をすると処理の期間が短くなり、3週間程度になります。

さらに便利で使いやすく! ネットでどこでも申告・納税。

e-Tax

国税電子申告・納税システム

平成21年分の所得税をe-Taxで期限内に申告すると、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。

青色申告とは、一般の記帳より水準の高い記帳をし、その帳簿に基づいて正しい申告をすることで、所得の計算が

◇始めませんか「青色申告」

▼e-Taxホームページ URL: /www.tia.go.jp

円東金税務署 ☎(02)3121

各種手当の申請はお済みですか

◎児童手当

申請の翌月からの受給になります。また現況届の提出がお済みでない方は、早めに提出してください。

▼対象 1町に住所のある0歳～小学校修了前までの子どもを養育されている方 ※保護

できない場合

- ① 昼間、家庭の外で働いている
- ② 昼間、家庭で児童と離れて家事以外の仕事をしている(自営業や農業)
- ③ 妊娠中または出産後間もない(出産前後3ヵ月)
- ④ 病気が負傷、または心身に障害がある
- ⑤ 長期にわたり病人や心身に障害を持つ同居の親族を常時介護している
- ⑥ 火災等の災害で、その復旧にあたっている

※家庭内で同居の親族やそのほかの人がいて、児童の保育

⑤ 給与所得者は平成21年分の証明書

④ 自営業の場合は自営業証明書、農業の場合は農業従事

③ 保護者が病人を介護している場合は医師の診断書

② 保護者の就労申告書・就労(内定)証明書

① 保護者の就労申告書・就労(内定)証明書

ができる場合を除く

- ▼必要な書類
- ① 保護者の就労申告書・就労(内定)証明書
- ② 保護者が病人を介護している場合は医師の診断書
- ③ 保護者が病気が負傷や出産の前後または心身に障害のある場合は、医師の診断書や出産予定日の分かる母子手帳などの写し、または身体障害者手帳の写し
- ④ 自営業の場合は自営業証明書、農業の場合は農業従事証明書
- ⑤ 給与所得者は平成21年分の証明書

源泉徴収票、または申告後の確定申告書の写し

※その他必要に応じて保育料算定のため必要な資料を要求する場合があります

※同居している方がいる場合は、同居者の①～⑤の書類が必要になる場合があります

▼入所決定 入所は、町入所判定基準等を基に審査、決定し、2月中旬に保護者宛てに通知の予定です

※状況により入所できない場合もあります

申・同社会福祉児童課児童福祉班 ☎(70)0331

◎乳幼児医療費助成

住所、氏名、保険証に変更がある場合は、変更届の提出が必要です。

また、現在、受給券をお持ちでない方は、申請書の提出が必要で

▼対象 1町に住所のある0歳～就学前の子ども

◎出産子育て支援金

第2子以降の出産に際し、

どで有利な取り扱いが受けられる制度です。

青色申告を始めるときは、必要な帳簿を作成し「青色申告承認申請書」を、申告をしようとする年の3月15日まで(新たに事業を始めた方は開業した日から2ヵ月以内)に税務署へ提出してください。

◎主な青色申告の特典

- ① 青色申告特別控除
- ② 青色事業専従者給与
- ③ 純損失の繰り越しと繰り戻し

◎国税局「電話相談センター」の利用には

税に関する一般的なご相談は、お近くの税務署に電話

軽自動車の申告手続き・減免制度

も、警察に盗難届を出し、申告手続きをしてください。

なお、車種により申告手続きをする場所(別表)が異なりますので、ご注意ください。

◎軽自動車税の減免制度

障害のある方(身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方)のために使用する軽自動車等で、一定の要件に該当する場合、軽自動車税の減免を受けられる制度があります。

なお、減免の対象となるのは1台のみで、普通自動車ですすでに減免を受けている方は申請できません。

対象になる軽自動車をお持ちの方で、申請がお済みでない方は、ご相談ください。

申・同社会福祉児童課児童福祉班 ☎(70)0331

税務署「タックスアンサー」の利用方法が一部変更

◎タックスアンサーが一部変更

よりある税の質問にお答えする税務署「タックスアンサー」の「音声・フアクシミリ」によるサービスが、終了となりました。

今後は、携帯電話サイトを含む「インターネット」によるタックスアンサーのサービスの充実を努めていきますので、お気軽にご利用ください。

◎国税局「電話相談センター」の利用には

税に関する一般的な相談は、お近くの税務署に電話

円東金税務署 ☎(02)3121

家屋を取り壊した方は連絡を

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)に土地、家屋等を所有している方に納めていただく税金です。

平成21年中に居宅や作業場等の家屋を取り壊した場合は、ご連絡ください(既に滅失登記済み、調査済みの家屋を除く)。

円東金税務課資産税班 ☎(70)0322

(別表) 車種別申告手続き先

車種	申告場所
125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車	大網白里町ナンバーは町税務課
軽二輪、二輪の小型自動車(126cc以上のオートバイ)	千葉ナンバーは千葉運輸支局(千葉市美浜区新港198) ☎050(5540)2022
軽自動車(三輪・四輪)	千葉ナンバーは軽自動車検査協会千葉事務所(千葉市美浜区新港223-8) ☎043(245)9191

▼申請に必要なもの 身体障害者手帳等、運転免許証、自動車検査証、納税通知書、印鑑 ※毎年申請が必要で申・同社会福祉児童課児童福祉班 ☎(70)0321

談センターにつながりますので、ご利用ください。▼タックスアンサーは「国税庁ホームページ」からの利用が便利です

円東金税務署 ☎(02)3121